諫早市公告第１３６号

下記の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、当該送達すべき書類は、諫早市企画財務部市民税課に保管中につき、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　８年１１月１６日

諫早市長　　大久保　潔　重

記

文書名	氏名
令和８年度　市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	ＮＧＵＹＥＮ　ＶＡＮ　ＴＵＮＧ
令和８年度　市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	ＮＵＲＹＡＴＩ
令和８年度　市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	ＣＨＨＯＥＵＲＮ　ＲＡＣＨＨＵＹ